

総情郵第 159 号
令和 7 年 9 月 26 日

日本郵便株式会社

代表取締役社長兼執行役員社長 小池 信也 殿

総務省情報流通行政局

郵政行政部長 牛山 智弘

郵便物の放棄・隠匿等に関する公表等について（要請）

郵便物の放棄・隠匿等に関する公表等については、令和 3 年 7 月に策定し令和 4 年 10 月に改訂した日本郵便株式会社に対する監督指針（以下「監督指針」という。）において、「業務に関わる不祥事が生じた場合は、警察に相談中又は捜査中の事案を除き、速やかに公表が行われることを確保する。」とされており、総務省として監督指針に沿って適切な対応を求めてきたところである。

しかしながら、現在、貴社が不祥事として公表を行っている以外の事案についても、郵便法の罰則規定に抵触する事実があった事案については、郵便事業に関する国民への説明責任を果たし、信頼を確保する観点から、原則として公表を行うことが適切と考えられる。

また、法令に抵触しない場合であっても、郵便物の紛失等が生じ、配達・返還等の対応が困難な事案については、利用者保護の観点から、原則として公表により利用者が当該事案について認識できるようにすることが適切と考えられる。

については、郵便物の放棄・隠匿等に関する公表等について、下記のとおり措置することとされたい。また、下記に関する貴社の対応方針については、令和 7 年 10 月末までに、当該方針を受けた具体的な進捗及び履行の状況については、令和 8 年 1 月末から令和 9 年 1 月末までの 1 年間、3 か月ごとに報告されたい。なお、報告の内容によっては、追加的に報告を求めることがあり得る。

記

1. 貴社において郵便法第 5 章の規定に抵触する事実があった場合は、原則として当省への報告を実施し、併せて公表を行うこと
2. 法令への抵触の有無にかかわらず、郵便物の紛失等が生じ、配達・返還等の対応が困難な事案については、利用者保護の観点から、利用者が当該事案について認識できるよう、原則として公表を行い、併せて当省への報告を実施すること
3. 公表の取扱いについては、全国で統一的な判断基準による対応を行うこと

以上